

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 廿日市市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
17,361	6,959	1,744	26,064

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	42,589	42,080	509	338	1,395	55,030	
漁港管理特別会計	39	18	20	20	-	-	
小規模下水道事業特別会計	148	148	-	-	12	-	
工業団地下水道事業特別会計	38	35	3	3	6	-	
墓地管理事業特別会計	24	24	-	-	2	0	
港湾管理事業特別会計	33	27	6	6	-	-	
市営住宅事業特別会計	274	269	5	5	53	742	
一般会計等	43,043	42,500	543	373		55,772	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	11,392	11,308	83	83	886	-	-	
老人保健特別会計	107	98	9	9	-	-	-	
介護保険特別会計	6,992	6,905	88	88	1,067	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,076	1,071	5	5	189	-	-	
公共下水道事業特別会計	5,744	5,743	0	0	1,794	24,254	22,872	
簡易水道事業特別会計	1,083	1,082	1	1	188	2,890	1,474	
農業集落排水事業特別会計	25	25	0	0	16	287	87	
包ヶ浦観光事業特別会計	55	55	0	0	19	-	-	
水道事業会計	2,204	2,131	72	3,193	20	-	-	法適用
水族館事業会計	50	435	△ 385	420	-	-	-	法適用
国民宿舎事業会計	227	294	△ 67	601	-	-	-	法適用
公営企業会計等 計				4,401		27,431	24,433	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△-)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
広島県市町総合事務組合	8,515	8,515	0	0	437	-	-	
宮島競艇施行組合	29,255	29,656	△ 400	2,837	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,125	1,025	100	100	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	321,413	316,846	4,567	4,567	2,230	-	-	
一部事務組合等 計				7,504				

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
廿日市市文化スポーツ振興事業団	△ 4	81	50	36	-	-	-	-	
廿日市市水産振興基金	△ 15	365	470	-	-	-	-	-	
廿日市市産業振興公社	0	5	6	-	-	-	-	-	
もみのき森林公園協会	2	29	5	-	-	-	-	-	
廿日市市土地開発公社	1	260	5	-	-	1,338	-	72	
地方公社・第三セクター等 計			536	36	-	1,338	-	72	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,849	4,060	211
減債基金	1,560	507	△ 1,053
その他充当可能基金	3,649	3,373	△ 276
充当可能基金 計	9,057	7,940	△ 1,117

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.72	1.43	△ 0.29	△ 12.02	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	18.55	18.31	△ 0.24	△ 17.02	△ 40.00	水族館事業会計	-	-	-
実質公債費比率	13.7	13.3	△ 0.4	25.0	35.0	国民宿舎事業会計	-	-	-
将来負担比率	118.9	115.0	△ 3.9	350.0		公共下水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.75	0.74	△ 0.01			簡易水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	99.3	97.9	△ 1.4			農業集落排水事業特別会計	-	-	-
						包ヶ浦観光事業特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△-)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。